

グーツヘルシャフトの形成とルター派の浸透(一)

——東ドイツ宗教改革の社会史的背景——

阿部 謹也

- 一、問題の所在
 - 二、考察の出発点としての農民一揆
 - 三、一六世紀初頭のヘルツォークトゥム
 - 四、シュテンデ世界の形成
 - 五、農村における秩序の転換
 - ① 植民時代の集落支配
 - (a) プロイセン集落
 - (b) チンスドルフ(以上本号)
 - (c) ハンドフエステについて(以下次号)
 - ② 一五・六世紀の危機とグーツヘルシャフトの形成
 - (a) 廃棄フーフエの激増と集落の売買
 - (b) 分割所領の集中
 - (c) 集落の変貌
- 一 問題の所在

中世後期の歴史をめぐる東ドイツ史学界と西ドイツ史学界との対立は極めて激しく、共通の議論の基盤すら存在していないかみえる。しかし一見奇異に感ぜられるかもしれないが、学問以前の問題状況としては、私は教会史特に宗教改革史につながる分野で両者に共通の課題が生まれつつある、と考えている。その可能性は、東ドイツのキリスト者が社会主義体制内でキリスト教を本源的なものに戻そうとする道を摸索し始めたこと、更に西ドイツのプロテスタントの何人かが柔軟で真摯な思考を見せている点にある。いずれのばあいにもまだ日常の事態が厳しく、着実な歴史研究が生まれるような状況ではないが、宗教改革史研究という領域自体は遅かれ早かれ両者にますます厳しい反省と新しい課題を示すことにな

るだろう。何故なら、現在東ドイツのキリスト者が当面しているのは社会主義の建設という社会体制の転換期において、従来の《制度としての教会》の在り方を再検討する課題即ち新しい宗教改革の要請だからである。東ドイツの神学者や牧師はこの問題に主として聖書によりながら真剣にとり組んでいる。しかし私達のように歴史を学ぶ者としては、この社会体制の転換期における新しい宗教改革の在り方という実践の問題は歴史的な関連において理解しようとする以外に方法はない。日常的生活の展開のなかでこの問題に生活をかけて責任をもって行動しうるのは東ドイツのキリスト者だけであり、他のものはこれを理解しようと努力しうるとどまるからである。そして歴史的な関連においては、現在のキリスト者の教義、生活規制に決定的な影響をもっている一六世紀のドイツ宗教改革がどのような社会体制の転換のなかで進行したのが焦点となり、そのためにはまず時間的、地域的現象としての宗教改革の社会史的背景を明らかにしなければならぬだろう。以下の小稿は、前稿のあとをうけて、一五・六世紀における東ドイツへのルター派の浸透には、その歴史的背景として一五・六世紀におけ

る東ドイツ社会の構造的変化即ちグーツヘルシャフトの成立があったことを明らかにし、東ドイツ宗教改革評価のための基礎的素材を提供しようとするものである。

前稿においては、東ドイツのうちでも最も早くルター派を受け容れたラント・プロイセンを対象として、一二・三世紀から一六世紀初頭迄の政治史を主としてランデスヘルであるドイツ騎士修道会の成立と衰退、ルター派への移行を中心に概説した¹⁾。すでに実体を伴わないライヒスィデーでしかなかったライヒと昔日の勢威を失なつた教皇権という二つの中世的権威を理念的支柱として生まれ、卓越せる統率力・軍事力をもって東独植民の波と共に東へ赴いたドイツ騎士修道会は一つの《国家》を作りあげた。それは修道会会憲を《国家》の法制とするすぐれて合理的な組織であり、一四世紀末までシュテンデを排除して例外的な富と力を誇ることができた。しかしこの国家の外にあってそれを人的にも物的にも支えていたライヒ内の所領群(バライ)と同様、国家内の秩序を保つ行政単位であったコムトゥーライも一五世紀には独自の生活領域をもち始めた。前者はライヒ内での領邦成立の渦にまきこまれ、後者は下から擡頭してきたシュテ

ンデ層との対決のうちに崩壊し、土着化した。こうしてプロイセンのうえを覆った支配組織であった修道会という中世的遺制の基盤は掘り崩されてゆき、対外的にもすでにハプスブルグのハウスマハトでしかなかったライヒから見離され、国民国家ポーランドの擡頭の前に自己の道を開拓しなければならなかった。こうした情勢に対抗して自ら北ドイツ新教同盟を作ろうとして、一五世紀末に修道会総長はラントの世俗化、ルター派への移行を政策として打ち出した。そのイニシアティブをとったのは総長アルブレヒトであった。彼が改宗の決断をしたのは以上のような対外政策上の要請によるものではあったが、改宗が急速に進行しえたのは、ラント内にそのため諸条件がすでに生まれていたからに他ならない。この時点においてアルブレヒトはシュテンデを無視して事はこぶことはできなかった。だから改宗のイニシアティブはアルブレヒトにあったにしても、その実行はシュテンデの同意をまっけてはじめて可能だったのである。そしてこのようにマハトがランデスヘルからシュテンデへ移っていたということの背後には、いわゆるグーツヘルシャフトの形成という社会構造の転換があった。

プロイセンで宗教改革が行なわれた一五二五年を境にして、一体どのような社会構造の転換が行なわれ、その社会構造の転換と改宗の進行とは何らかの適合的關係があったのだろうか。ヘルツォーク・アルブレヒトがイニシアティブをとって改宗告知を出し、各階層がそれぞれ改宗に踏みきったときに、アルブレヒトを頂点とするプロイセン社会の階層構成はどのようなものであったか。また各階層のどのような歴史的・社会的存在様式が改宗へ踏みきらせる培養基となったのか。この点を各社会階層について宗教改革の背景として観察しなければならぬ。何故ならここでは集団現象としての改宗が問題なのであり、集団としては生活圏において利害を共にする社会階層が主たるものだからである。

そこで私は改宗者集団としての社会諸階層を検出するために、一五二五年の農民一揆を考察の出発点におきた。総長アルブレヒトの改宗告知から五カ月後に起った一揆は各階層のその時点における反応という側面もついていた。一揆における諸階層の期待と失望を通して、崩れゆく旧秩序と新しい社会体制の形成との遠望が開けていた。そこには一五世紀後半以来進行していたランデス

ヘル(修道会)の弱体化と農村領主を主体とするシュテン
 デの擡頭、その結果としての農村秩序の再編成という現
 象が諸階層間の対立という形でなまなましく露呈され
 いた。だから以下において、まず一揆の経過を辿ること
 によって社会構造の転換を解きほぐしてゆくための何本
 かの糸即ち改宗者集団としての社会諸階層の歴史的あり
 方をとり出してみようと思う。

(1) 「ドイツ騎士修道会国家の成立と衰退——中世後期東
 ドイツ社会史研究——」『一橋論叢』第五十卷四号。

(2) 改宗という現象を福音理解への極限的接近と把握し
 て、改宗を社会階層を越えた普遍的現象と見做す立場から
 はこのような改宗者集団としての社会諸階層というとなら
 方には異論が出るだろう。しかし歴史的現象としての、即
 ち時間的、地域的現象としての宗教改革とは利害を共にし
 た社会諸階層のその時、処における希望であり、社会的行
 為なのである。

二 考察の出発点としての農民一揆⁽¹⁾

一五二五年九月にザムランド、ナタンゲンその他の地
 方で蜂起したプロイセン農民の一揆は、その要求のなか
 に古き法と神の法との実現が主張されていた限りで、西

南ドイツの大農民戦争と共通した側面をもっていた。西
 南ドイツの農民が戦った相手は小領邦君主であり、多く
 のばあい最高の権威である皇帝に対しては農民は一揆へ
 の支持を期待していた。プロイセンにおいては擡頭しつ
 つあった農村領主層やグーツヘル化したコムトゥールが
 農民の反抗的となったが、ランデスヘルに対する反抗
 はみられず、皇帝のばあいと同様、一揆への支持が期待
 されていた。この違いはプロイセンの特殊事情というよ
 りは、一五二五年という時点における東ドイツと西ドイ
 ツとの歴史的現実のずれを物語るものであった。東でも
 西でも一揆に結集した農民に搾取者として対立したのは
 公法的特権をもった裁判支配であり、共同体的結束の強
 かった西ではアルメンデその他に関する共同体の利害が
 争点となったのに対し、東ではより具体的にグーツヘル
 による賦役の増大に対する抗議という形をとった。いず
 れのばあいにも中間勢力を排除して最高の権威に直属す
 ることが農民の要求のなかにみられる。しかしその中間
 勢力が西南ドイツの農民にとっては小ランデスヘルであ
 り、東ドイツでは擡頭しつつあったグーツヘルであった
 点が違っている。プロイセン農民にとって天下にオブリ

カイトたりうるのはランデスヘルであったアルブレヒトをおいてはなく、カール五世は遠い存在でしかなかった。従ってプロイセンにおいてはアルブレヒトが一揆を支持している、という偽文書をみせられてはじめて立ち上る決心をしたような農民が多かった。そしてこのアルブレヒトへの信頼がプロイセン農民一揆失敗の大きな原因となった。何故なら、九月三日に七、八千人にのぼる農民が反領主運動に合流し、城をつぎつぎに席捲しつつケーニヒスベルクに向ったとき、同市市長らが調停に立ち、折からシュレジェンへ旅行中だったアルブレヒトの帰国をまってその裁決に服するよう提案すると、農民達はケーニヒスベルクを直前にしながらその調停に従い解散し、かけがえない時と機会を失なうことになったからである。農民がアルブレヒトの立場をザハリッヒに理解し、アルブレヒトの社会・経済的立場からみて農民の味方たりえないことが解っていたならば、この機会を失なうことはなかったであろう。しかし実際はアルブレヒトの裁決に服したのである。そしてその裁決はどのようなものであったか。十月の会見では一方的な武力行為によって農民は何の話し合いの余地もなく打破られ、跪い

て許しを乞わねばならなかった。

この蜂起の過程における諸階層の対立関係から、私達は次の三本の課題追求の糸口をとり出すことが出来る。

(i) 農民の味方でなかったならば、ランデスヘルは一体誰の味方であったか。彼は何を意図し、その立脚する社会・経済的基盤は何であったか。

(ii) 農民が当面の搾取者と見做した中間勢力とは一体どのような歴史的背景をもった勢力で、又この時点におけるその社会・経済的地位はどのようなものであったか。

(iii) 何故農民はこの時に立ち上ったのか。彼等が要求した古き法と神の法との実現とはプロイセンにおいてはどのような歴史的背景をもち、その現実の可能性はどの程度のものであったか。そして立上った農民とは一体どのような農民であったか。

以上の三本の糸はたまたま一五二五年の一揆においてプロイセン中世史という撚り糸が相互に反撥しあって現われただけのものであるから、解きほぐすことは容易ではない。むしろ重複することを恐れず相互の絡り具合を辿りながら、ランデスヘル、ゲーツヘル、農民という諸階層の歴史的地位を観察し、各階層の改宗への志向との

関連を推測してみた。

- (1) 農民一揆の経過については拙稿「一五二五年・プロイヤンの農民一揆」『一橋論叢』第四十七卷三号を参照。他に Carsten, F. L., *Der Bauernkrieg in Ostpreußen*, „The International Review for Social History, Leiden 1935“ Weise, E., *Der Bauernaufstand in Preußen*, Elbing 1935. Carsten: *The Origins of Prussia*, Oxford 1955, Donnert, E., *Der livländische Ordensritterstaat und Rußland. Der livländische Krieg und die baltische Frage in der europäischen Politik*, 1558—1583. Donnert: *Bemerkungen zur Frage der Reformation und der Volksbewegungen in Livland*, „Die frühbürgerliche Revolution in Deutschland, Berlin 1961.“

三 一六世紀初頭のヘルツォークトゥム

一四世紀末に全ラントに合理的支配を確立していた修道会は、一五世紀後半にはシュテンドェ勢力によってその基盤である農村、都市を掘り崩され、一六世紀初頭には昔日のおもかげはなかった。しかし修道会そのものは存続しており、まだ合法的ヘルシャフトであった。前稿でみたように、このときに帝国諸侯の血縁として修道会総長となったアルプレヒトは様々な失敗ののち、ドイツ領

邦に做ってプロイセンにおいても自らホーヘンツォルレルンの大ハウスマハトの一環として領邦国家を作りあげようとの意図をもつに至った。そしてそれは時代の流れでもあった。彼はその為に新教諸侯と同盟し、更に皇帝権、教皇権に代るべき權威をルターに求めなければならなかったが、国内においてはまずカトリックの修道会を除去して自ら領邦君主 Herzog となる必要があった。修道会を解体することは、すでに一四世紀の総会の伝統が衰えていたから比較的容易であったが、それによってヘルツォークの地位が強化されるような方向での修道会の解体こそアルプレヒトの狙いであった。ルターの指示した宗教改革の方向はその点でまさにアルプレヒトの意図に適うものだったのである。アルプレヒトは宗教改革を断行した。

ところでこの世俗化のときに、アルプレヒトの決定がラント内でどれくらい力をもちえたのか、という問はまずヘルツォークを頂点とするラント行政の組織がどこまで浸透しえたのか、という問題として追求しうる。そしてラント行政の組織こそは領邦君主たらしめるアルプレヒトがまず整備しなければならぬ手段であった。

アルブレヒトの政策は中央・地方行政組織の確立と教会政策との二方向において展開された。まずその中央行政政策からみていこう。

修道会は打破されねばならなかったが、その合理的な組織はヘルツォークによっても受けつがれた。⁽¹⁾中央においてはまずヘルツォークの下に諮問官制がしかれた。これは修道会時代の参事会 *Großgebetiger* に対応するもの⁽²⁾で *Landhofmeister*, *Oberburggraf*, *Kanzler*, *Obernarschall* に分れ、⁽³⁾四者が諮問委員会を構成し、これにはヘルツォークもしばしば加わった。いわばヘルツォーク自身が行なう外交、司教が行なう教会関係を除くすべての立法・行政の中心となるべきところであった。これと並んでヘルツォーク直属の *Rentkammer* が設置され、王領地・関税、レガリア収入などがここに入るようになっていた。これも修道会時代の *Treßeramnt* の伝統に立っていた。

地方行政においても修道会時代のコムトゥーライに対応するものとしてアムトが置かれ、その長アムツハウプトロイテが王領地の管理その他かつてのコムトゥールと同様地方行政権、警察権を握ることになっていた。アル

ブレヒトは当初ハウプトロイテに旧コムトゥールをあてようとしたが、すでに世襲化が進んでいたので旧コムトゥールのような官職原理は期待できなかった。

このようにしてアルブレヒトは修道会に做って行政組織の整備をはかったが、官職の最高の権威がヘルツォークにおかるべきもの、とされていた限りでそれは現実的な政策ではなかった。一五世紀初頭迄の修道会の盛期には権威は実質的に修道会だけにあったから、行政組織の整備によってラント支配が可能であったが、アルブレヒトの時代には行政はラントとの対抗関係のなかで遂行されなければならなかったからである。実質的にはラント行政が行なわれた場合はラントタクであった。だからむしろラントタクにおける両者の対抗関係のなかでのヘルツォークの政策の展開を見なければならぬ。

ラントタクには修道会末期と同様、貴族と都市が代表を送っていたが、ここでは主として貴族についてみよう。貴族のシュタントは *Herren und Landräte* と *Von Ritterschaft und Adel* との二つに分れていた。(後に両者は合流して *Oberstände* を構成し都市に対抗した。) *Herren und Landräte* においては司教や帝国直属の傭兵隊長の

後裔、例えば Dohna, Eulenburg, Truchsess, Waldburg, Schenk zu Tautenburg などが Herren を構成し、ハウプトロイテが Landräte を占めている。帝国直属の傭兵隊長というのは、一五世紀後半以来対ポーランド戦に際してドイツその他から傭兵を率いて参戦した貴族で、支払いとして官職や領地をえてグーツヘル化していたもの⁽⁵⁾であり、本来総長ヘルツォークとの人格的結合によるもので、土着勢力ではなかった。このように Herren und Landräte はヘルツォークの諮問機関であると同時に、土着貴族とは社会的に区別されたより高いグループの代表という二重の性格を帯びていた。これに対して Von Ritterschaft und Adel ははっきりとシュテンデの利害を代表していた。構成員はアムツターク(区集会)で選出され、主として在地領主層であったが、区集会にはプロイセン自由民、ケルマー(貴族ではない Dienstgut の所有者)なども参加していた。しかしこれらには代表選出権はなかった。

都市シュタントは専らケーニヒスベルクの三都市 (Allstadt, Kneiphof, Neustadt) で構成されていた。

以上三者が組織するラントタークで争点となったのは

他のドイツ領邦におけると同様、主として租税であった。ヘルツォークの直轄領は一五世紀を通じて減少していった。かつて修道会直管地は一万 Ha に及び、一四〇〇年頃には二八四ヶ所を数えていた。⁽⁴⁾しかるにシュワイヒラーの計算によると一五二五年には全ラントで七〇カ所減少しており、更に一五三八年には一二、一五三八、一五五〇、一五五九、一五五六、一五六一、一五六一、一五六八、一五六八、一四カ所がそれぞれ抵当に入っていたといふ⁽⁵⁾。そのうえ戦乱のなかで多くの特権、レガリア収入すら譲渡の対象となった為にヘルツォークのホーフでは常に費用が不足していた。ラントタークでの租税要求―同意はこのようなヘルツォークの財政窮乏という背景のもとで行なわれていた。⁽⁶⁾

ラントタークはヘルツォークが租税を要求する場であったと同時に、農村貴族、都市両シュタントが各々の権益を主張する場でもあった。しかしいうまでもなく農村と都市の利害は一致していなかった。両者の対立は次第でみるように一五世紀に遡るが、この時点ではビール醸造権にみられるように常に貴族に有利に展開された。この頃すでにグーツヴィルトシャフトを形成しつつあり、

穀物交易、ビール醸造等に関して原理的対立関係に入っていた貴族と都市とを競合させ、ヘルツォークの地位を強化することこそアルブレヒトの唯一の策であった筈である。しかしその可能性がどの程度存在していたかを推測することは難しい。何故ならアルブレヒトがそれに失敗したのには様々な原因が絡んでいるからである。ヘルツォークの財政基盤自体、修道会盛期の頃のように貢納収入、レガリア、貿易、直営地収入などの点で一五世紀の経過のうちに甚大な打撃を受け、一六世紀初頭にはヴェヒターのいうように財政上は貴族層と異ならない収入源に依存していた。更に一四六六年のトルンの和約でダンチヒを筆頭とする大都市がポーランドに譲渡され、プロイセンではケーニヒスベルクだけが主たる都市シユタントとして残り、シユテンデ構成比が大幅に変わった。その結果ラントタークにおいては常に農村貴族が主導権を握った。

こうしてヘルツォークが貨幣要求を出すたびに貴族は引代えにより高いアムトを要求し、獲得するに至った。一五四二年の *Regimentsnotel* によるとヘルツォークの諮問官四名と他の中央行政官(六七八人)、ハウプトロイ

テ四名、ケーニヒスベルクの三名がヘルツォークの行政委員会を構成しており、ヘルツォークが不在又は死亡の時には職務を代行することになっていた。しかるにこの年に諮問官はすべて土着貴族から選ばれねばならず、委員会のメンバーが欠けたばあいにも補欠選挙でハウプトロイテ、又は貴族に属するものから選ばれねばならないことになった。アルブレヒトは修道会総長に就任した時にフランケンから側近を引き連れ、それらを官職につけることによって当初の目的を達成しようとしていたが、この時に土着人優先の原則が確認され、アルブレヒトが独自の政策を打ち出す可能性はいよいよ狭まった。一五五六年の *Kleine Gnadenprivilegium* によって主要アムトのハウプトロイテ四名も常に土着貴族が占めることになった。こうして本来はヘルツォークの官吏であったハウプトロイテが貴族によって独占されるという事態がなしくずしに確立し、ラントについてのヘルツォークの決定は、シユテンデの利害という濾過器を通してはじめて行政的に効果をもったのである。⁽⁸⁾

その結果、本来は租税徴収の諮問機関であったラントタークが行政にも決定的な力をもつに至り、租税徴収機

関ともなっていた。租税はシュテンデによって徴収され、管理された。プロイセンは三租税徴収管区に分れていたが、その各々に ständische Steuerkasse があり、租税はそこからケーニヒスベルクの Landeskasse に流入していた。シュテンデから選ばれたものが Kastenherren としてクライスの Kasten を管理し、Oberkastenherren が Landeskassen を管理することになった。両者共にラントタークにのみ責任を負っていた。その結果ヘルツォークの Rentkammer には Landeskasse の一部分が入るとどまり、Landeskasse は一種の Staatskasse の性格を帯びるに至ったのである。

これらの動きに対してアルブレヒトは、機会をみては他ラント出身者を官職につけようと試みたが、これがまたラント内でのアルブレヒトの声望を失墜せしめることにもなった。アルブレヒトの教会政策も同じ性格のものであったといえる。修道会を解体したあとでは領邦教会の建設はラントの建設と同じ比重の重要性をもっていた。一五二五年に出された第一回のランデスオルドヌンはそのなかに教会規制令をも含んでいたのである。そ

してアルブレヒトが自ら呼び寄せた宗教改革者を各地区の主要司教職、大学におくことは、結果的にはラント行政において官職を掌握することと同じ比重をもっていた。⁽⁹⁾ だからケーニヒスベルクを中心にして展開された神学論争はその背後にシュテンデをもつ神学者と、アルブレヒトとのつながりに立つ神学者との対立という形をとった。そしてシュテンデの勝利は神学論争においてもヘルツォークの敗北を意味していた。Paul Speratus, Johannes Poliander, Michael Meurer, Johannes Funck, Andreas Oslander などの神学者の教義はこういう背景を考慮しながら評価してゆくと、領邦教会創設時の興味ある問題⁽¹⁰⁾ につながってゆくが、この問題は機会を改めて扱いたい。

アルブレヒトの改宗は外交政策のうえで要請されていたばかりでなく、領邦国家を建設する為には修道会を除く去する最良の方向であった。しかし以上の展望から解るようにヘルツォークのマハトはすでに一五世紀末以来東辺にあったから、現実には改宗を実行するにはシュテンデの同意が必要であった。そして次章で扱うようにシュテ

ンデは独自の理由でそれに同意したのである。更に以上の展望から、一五二五年の一揆の際に農民がアルプレヒトの支持を期待したのは、すでに半世紀以上も前に修道会が中間勢力を排除して中・小農民層を直接に把握し、その限りにおいて中・小農が《自由》であった時代の記憶によるものであって、何ら現実的な根拠はなかったことが解るであろう。たしかにアルプレヒトはプロイセンに若く新しい君主として現われた。彼は首尾一貫して志向においては土着貴族層を排除しようとしていた。しかし彼はそれに代うるに他ラント出身者をもってあてようとしただけであって、農民が期待していたような社会構造上の中間勢力の排除ではなく、むしろ dynastisch な視野で考えていただけであった。アルプレヒトの社会・経済上の政策は彼の意識の如何に拘りなく、農村領主を主体とするシュテンドによって決定されていた。だから改宗の浸透の原因を探ることも、アルプレヒトの社会・経済的地盤を探ることも共に農村領主層のマハトの確立という問題⁽¹⁾ ii の系⁽¹⁾ につながってくるのである。

(1) フバツチュは修道会時代の諸制度の連続をもって理念における連続とみている。そして後のプロイセン王国¹⁶

連続の糸をつないでいる。しかし本章で展開されるように、フバツチュの連続説は全く形式上のものでしかなく、事実上は、亦制度を支える理念自体も一四・一六世紀では全く違っている。これはフバツチュを筆頭とする西ドイツ史学を支える学問研究への姿勢そのものに由来する。Hubatsch, W., Kreuzritterstat und Hohenzollernmonarchie. in Deutschland und Europa. Dusseldorf 1951. ders. Bekfeiler Europas. Probleme des Preußenlandes 1955. 他に修道会末期の行政について Forstreiter, K., Die Hofordnungen der letzten Hochmeister in Preußen. in Beiträge zur preussische Geschichte im 15. und 16. Jahrhundert: S. 29. Schumacher, B., Geschichte Ost- und Westpreußens. Würzburg 1958. S. 143 ff. を参照。

(2) Landhofmeister は侍従武官とみられ、儀仗官 Oberburggraf は居城の頭、建物を監督し、Stittenpolizei も司った。Kanzler は外国との文書交換を扱ふ一二人のラートをもつ。Obermarschall はカーンのゲミンデとヘルツォークの食事その他を監督する。これらは修道会時代の四職(前論文六一頁)と違ってヘルツォーク個人に責任を負っている。

(3) 後述第五章②の註(6)を参る。

(4) Wächter, Hans Helmut, Ostpreussische Domänenverwerke im 16. und 17. Jahrhundert. Beihefte zum Jahrbuch der Albertusuniversität Königsberg in Pre-

- Ben. XIX. 1958. S. 10.
- (5) Schweicher, H., Das Domänenwesen unter Herzog Albrecht in Preußen. 1911.
- (6) Thielen, P. G., Die Kultur am Hofe Herzog Albrechts von Preußen (1525—1568). Göttinger Bausteine zur Geschichtswissenschaft. Göttingen 1953.
- (7) 勿論任命は絶くノモンにマレツ行なわれた。しかし今更な Hauptämter のみなから選ばれるはみなみなたゞのたゞの 結果はノモンにたゞの 様態やもた。Wischhöfer, Horst, Die Ostpreussische Stände in letzten Jahrhundert vor dem Regierungsantritt des Großen Kurfürsten. Göttinger Bausteine zur Geschichtswissenschaft. 29. Göttingen 1958.
- (8) Hubatsch, Walther, Albrecht von Brandenburg-Ansbach. Deutschordehochmeister und Herzog in Preußen. Heidelberg 1960. ders. Europäische Briefe im Reformationszeitalter. Zweihundert Briefe an Markgraf Albrecht. Kitzingen 1949.
- (9) Forstreuter, Kurt, Vom Ordensstaat zum Fürstentum. Geistige und politische Wandlungen im Deutschordestaat Preußen unter den Hochmeistern Friedrich und Albrecht (1498—1525). Kitzingen 1948. Hubatsch, W., Der Ausgang des Ordensstaates in Preußen. Eckpfeiler Europas. Heidelberg 1953.
- (10) ノモンにおけるルター派教会の展開については

Notobohn, Hartwig, Das evangelische Kirchen- und Schulwesen in Ostpreußen während der Regierung Friedrich des Großen. Heidelberg 1959 が参考。

(11) ノモン以外にノモン諸国へのルター派の浸透については Wittram, Reinhard, hrsg. v. Baltische Kirchengeschichte. Göttingen 1951 に詳し。

四 シェテンド世界の形成

一六世紀初頭のシェテンド、特に農村領主層の関心のあり方を探るのは容易ではないが、ここでは様々な局面のうち、農村領主がルター派を受容したときの彼等の社会的地位を歴史的に探ってみたい。シェテンドが宗教改革、却ちルター派の受容という点でアルブレヒトと一致した原因は大きくわけて国制上の立場と社会・経済的利益とに求められる。国制上の立場とは何よりもまず旧騎士修道会の除去という点でシェテンド特に農村領主層がアルブレヒトと一致した点である。一六世紀初頭に最終的局面をむかえたシェテンドと修道会との対立はいうまでもなく歴史的に形成されたものであった。だから私達も ii の糸をたぐって、一五二五年の一揆で農民が当面の搾取者と見做した中間勢力としての農村貴族層の

形成という問題に入つてゆかなければならない。ここではまずシュテンデの結集という国制上の問題を扱い、次章以下でその社会経済的成長、即ちグーツヘルシャフトの形成を具体的に観察してゆきたい。

すでに第一論文で述べたように、一四世紀末迄の修道会国家では一枚岩の行政組織が貫徹していた。総長を頂点とするランデスヘルシャフトはその手足となるコムトゥールを通して地方行政を確実に把握しており、いわば一種の有機体であった。(ギールケ)。しかし土着人は修道会に入会できず、⁽¹⁾ドイツ本国から任期をもって来住した修道会士は原則として独身者であったから、一種の植民地支配という性格は覆うべくもなかった。当然ドイツ人をも含む土着人とヘルシャフトとの間には乖離が存在していた。⁽²⁾しかし修道会が巨大な富を擁し、独自の貿易を行なつて租税の徴収すら行なわなかつたときには、この乖離は意識下に留まり、政治的行動にまで結集してはこなかつた。修道会国家の構造自体に内在していたこのような潜在的矛盾は植民時代から一四世紀末までは、有機的支配組織をもつたランデスヘルシャフトである修道会对受動的形成本体としてのラントという形で意識されて

いたにすぎなかつたが、ラント内部において農村領主層の擡頭が進行してくるにおよんで、修道会对農村領主層という次元での対立関係が鋭く浮びあがってきた。この段階での農村領主層はすでに農村に深く根をおろしながらもバルト海交易に積極的に参加する意欲を示し、土着の新しいマハトとしての可能性をみせていたのである。

この潜在的対立関係はすでに一五世紀初頭には危険な状態にまで熟していたが、一四一〇年のポーランドとの戦という外的刺戟によって表面化するに至つた。ポーランドの領主層も一四世紀には穀物生産を開始しており、バルト海への進出は販路をハンザに求めるためにも必然の要請であつた。ポーランド王のバルト海政策はこれら領主層の利害を代表していたのである。⁽³⁾しかるにこれに対する修道会士にはこのような生活に根づいた必然的な動機が欠けていた。修道会士はポーランド・リタウエンという大国の前にその《国家》を維持する為に立ちあがったのだが、その《国家》はラントを代表してはいなかつたから、彼等の国家観は郷土愛 Vaterlandsliebe に基いたものでも土着勢力と密着したものでなかつた。修道会士の世界は皇帝と教皇を理念的支柱とし、個々の領

域には根づかないランデスフレムトな中世的世界であった。だが下から擡頭してきたシュテンデの世界はまず何よりもラントであり、しかも西欧との穀物交易という窓を通して他の国民国家と接触し始めたラントだったのである。一五世紀初頭に農村領主層はすでにポーランド王と結んで修道会に抵抗しはじめていた。世にいうタンネンベルク敗戦の最終的原因はここに求めらるべきであろう。とにかく、この敗戦を契機として修道会とシュテンデとの対立が表面に出ることになった。⁽⁴⁾

その最初の表現が一四一年の一般租税の要求である。⁽⁵⁾ 一万五千の兵を動員した結果の敗戦は修道会の財源を一挙に枯渇せしめた。《ラントは荒廢し、動産はポーランドへ持ち去られた》と年代記作者も伝えている。⁽⁶⁾ そのうえ賠償金の支払いを迫られた修道会にはじめに租税を要求したのである。この年まで一般的法形式をふんだ *Landesvertretung* は行なわれていなかった。勿論警察規制、貨幣、度量衡、価格、穀物輸出入、レントンカウフ、法問題などについては総長の同意のもとにしばしば集会は召集されていたが、イニシアティブをとったのは常に修道会で集会は諮問に答えただけであり、そ

のうえ騎士層と都市とは別々に修道会と交渉をもっていた。一四一年の集会では、まだイニシアティブは修道会にあったとはいえそれはランデスヘルの *Bitte* であり、以後の国制の発展に決定的な意味をもつものであった。

農村領主層の擡頭(即ちグーツヘルシャフトの成立)とは国制史的には、一五世紀に相ついでプロイセンを見舞った戦乱が修道会の財政的窮乏を招き、それがシュテンデの擡頭のきっかけとなる、という経過で進化した。一四一四年の *Hungerkrieg*、一四一九と二二年の戦によって修道会はワイクゼル以西の広大な地とサマイテンをポーランドに割譲しなければならず、そのたびにシュテンデタークが開かれ、一四三四年のプレストの講和では修道会の外交政策をシュテンデが監視する、という条項が加わって、シュテンデは外交政策にも介入することになった。シュテンデは修道会に対抗するためにポーランド王の支持を求め、両者を競合させてその地位を高めていった。一四四〇年にはプロイセンブントが結成され、騎士や都市はここで抵抗権を確認した。一四五四年のポーランド軍の侵入の際には首都マリエンブルグさえ抵当に入

り、総長所在地はケーニヒスベルクに移された。こういった一連の経過の総決算となったのが一四六六年の第二トルンの和約である。ワイクゼルを含む地域はポーランドに移り、総長はポーランド王に誓約を行なった。すでに述べたようにダンチヒを筆頭とする大都市が失なわれたのもこの時であり、すでにエルムランド司教もポーランド王についていた。⁽⁷⁾

こうしてシュテンデの国制上の地位が確立してゆくのと同時にシュテンデ内部での編成替えが進行していった。修道会は次章でみるように、はじめ中・小農の貢納とレガリア・交易収入に依存しており、強力な領主層の擡頭を抑えようとしていた。⁽⁸⁾自ら西欧と穀物交易を行なってもいたから、修道会はむしろ外国商人の大規模な交易を制限しようとし、その限りで原理的には都市と共通の利害をもっていたともいえる。しかるに、まさにこの点において都市と農村領主層との対立が深まっていった。その対立は、はじめは一五世紀初頭から続出する戦乱、荒廃の結果都市に逃亡した農民の帰属をめぐる争いとして表面化したが一四二一年以降頻発する逃亡農民条令(をみよ)、経済上の特権をめぐる争いであると同時に政治

上の優位をめぐる問題であった。都市は古くからの市場権を守って穀物交易を独占し、オランダ・イギリスなどの外国商人の進出を制限しようとし、農村領主層は農村において中・小農民集落への支配を強めながら(次章以下を参照)同時に直接外国商人と接触しはじめていた。

しかしながらこの時点においても決定的だったのはハンザ都市の一般的衰退とトルンの和約によってダンチヒその他の都市が失なわれたことであつたといえる。シュテンデ構成における都市の相対的劣勢は農民の都市への逃亡を困難にさせ、結局は土地へ緊縛し、ゲーツヘルシャフトの形成を促したばかりでなく、修道会国家の性格自体をも変えていった。その結果、一五世紀後半以降修道会国家は急速にその都市的性格を失ない、農村領主層による国政の掌握という方向に傾斜していった。

かくして一五世紀末には農村領主層の優位は動かないかみえてはいたが、まだ確保されたとはいえなかった。結成以後一世紀になるシュテンデはたしかに歴史的正当性に裏づけられたマハトではあつた。しかし衰えたりといえどもドイツ騎士修道会ははるかに古く、皇帝・教皇との結びつきも深い歴史的伝統をもつより正当なマ

ハトであった。シュテンデが国政において確たる位置を占めるためにはまず修道会を除かねばならなかったのである。また農村領主層の勢力基盤は農村にあり、そこにおいて彼等はすでに実力によって新しい秩序を形成しつつあったが、教会の諸問題、裁判権等に関しては修道会に譲らなければならなかった。一六世紀初頭におけるルター派の浸透は、それ自体としてはこれら農村領主層のマハトの拡大に寄与するような性格のものではなかった。しかし以上のような社会情勢のときにはそれは農村領主の秩序形成にとって強力な武器となりえた。何故なら国制上改宗と同時に総長はヘルツォークとなって歴史的にはまだ浅い存在となり、シュテンデだけが歴史的に正当性を主張しうるマハトとなりえたからである。又社会・経済上は新教の浸透によって実質的には農村領主が教会のバトロンとなり、多くの地域で教会所領はグーツヘルの手に入ったからであり、ひいてはグーツヘル自身が *Urberr* として農民に対して神格的存在となりうる道を開いたからである。いうまでもなく、こういった事態は急速に進行したのではない。この点においても決定的だったのは一五二五年の農民一揆であった。ヘルツォ

ークとシュテンデは、アルブレヒトがポーランド王の封臣となると同時にルター派に改宗することをシュテンデが認める、という形で結合していた。アルブレヒトとしてはポーランド王の封臣となってもルター派に移行する限りはポーランド司教区とは別個の教会生活が保障され、プロイセンの独自性も保たれると考えたからであった。こうして修道会の除去は世俗化即ち改宗という点でヘルツォークと農村領主層は一致していたが、九月の一揆によって下に対しても結束する必要に迫られたのである。下に対する結束という必要から両者の他の利害の対立は背後におしやられた。

ここにおいて当然疑問となるのは、一五二五年の一揆において結集した農民の動きもまたルターの新教に刺戟されたものだ、と解されている点である。たしかに新しい福音は都市から農村に広まっていた。しかしいうまでもなく一揆の原因も、その主力となった農民層が一揆という社会行動のなかで抱いていたイメージも歴史的・社会的に形成せられたものであって、新しい福音は刺戟としての役割を果たしただけであった。農民におけるルター派受容の実体を探ることは今までのような国制史的視

野ではできない。私達は以下においてiiiの糸をたぐって、具体的なクライスにおける農民の生活の実体の変貌を探つてゆかなければならぬ。

(1) シードルンタに関する史料をみると、かなり後の十六世紀に至ってもプロイセン人がドイツ人に比して圧倒的に多数であったという記録がある。一五一三年にオスネローデの「プロイセン人は次のように述べたと伝えられてゐる。Ir awsslender dorfft nicht gar zere puchen, vnsser prewssen Synt mher den der auslenger. auslenger ist zuchtiger vnnd besser in den sachen. Hartmann, Ernst, Hrsg. v. Der Kreis Osterode. Daten zur Geschichte seiner Ortschaften. Würzburg 1958. Nr. 22. S. 70.

(2) 修道会とマンナとの距離を最も早く認めていたのは「カムナー」である。Sattler, Carl, *Der Handel des Deutschen Ordens in Preußen zur Zeit seiner Blüte*. *Hansische Geschichtsblätter*. 1879. S. 84. 「カムナーが十七世紀に認識したことが最近では特に西マンナの研究者によって意識的に見落されてゐる。Hubatsch, W., *Eckpfeiler Europas. Probleme des Preudenlandes*. Heidelberg 1955.

(3) Papé, F., *Imperial Expansion and the supremacy of the Gentry 1466-1506*. in the *Cambridge History of Poland*. I. Vol. p. 250.

(4) 修道会国家のもとにマンナが国政に食らひ込められ、過程を知る為の史料としては「Toeppeu. Max., Hrsg. v. *Acten der Ständtage Ost- und Westpreuens*. Leipzig 1884. があるが、これはその中の第四卷の二部が手にするものが出来てゐる。他に「Weise, Erich, Hrsg. v. *Die Staatsverträge des Deutschen Ordens in Preußen im 15. Jahrhundert*. II Bd. (1438-1467)」その他前論文六六頁の註を参照

(5) 西マンナにおける戦後のマンナ研究には注意を払ふ必要がある。史料集成を行なつた回書に「Das Widerstandsrecht im Ordensstrate Preußen und das mittelalterliche Europa. Göttingen 1955」を著したトマンナは「十三世紀の「プロイセン」・「メーロマン」の使命を帯びた修道会が「Staatsgeist」・マンナマンナの「Volksgefühl」が抵抗権をもつて拮抗した場をみてゐる。トマンナが修道会が「Staatsgeist」を問題にやるのか、それか明白なかに「マンナ」の「Staatsgeist」は全く異なつた「国家の理念」(「マンナ」)と肩をもちあはれた概念なのではある。

(6) Adir der Koning tate grosim schadin dem Lande, di wile wend her grosim rouw lis tribin us dem lande an stutin, pferdin, vie und allhrlei ander gut, das man tegelich wegfahrte uff die Koyow..... (Weise. a. a. O., S. 66. Ann. 1. Scr. rer. Pruss. III 321)

(7) Matern, Gerd., *Die kirchlichen Verhältnisse in Ermland während des späten Mittelalters*. Paderborn

1953. S. 269. Forstreuter, Kurt, Fabian von Loßleben und der Deutsche Orden. (Beiträge S. 42)

(8) Carsten, F. L., The Origins of Prussia. Oxford 1955. Carsten, F. L., The Origins of the Junkers. English Historical Review. LXII. 1947.

(9) ブランドenburgヤホンメルンでは宗教改革によってグラーフが大ドメーネの所有者となったが(教会所領の没収)、プロイセンではグーツヘル化した領主層が宗教改革によって所領を増大させた。

五 農村における秩序の転換

前章までで私達は i、ii の糸を辿り、同一の歴史過程を順次ランデスヘルシャフトの衰退からシュテンデの擡頭へと交互遡及的にみてきた。しかし以上の叙述はあくまでも国制史的視点にたつものであって、具体的な人間生活の場における変貌の実体を述べたものではない。ランデスヘルの権力基盤も農村領主のそれも結局は集落にあったのであるから、ここでは以上の展望のうえにたつて、更にランデスヘルの末端機関であるコムトゥールと農村領主、農民三者が構成していた社会秩序の変貌を個別的な生活領域、即ちクライスにおいて描いてみなければ

ならない。そうすることによってはじめて叙上の国制史的叙述の基礎づけがなされ、又その過程で iii の糸である農民の生活の変化へとつながることになる。農村におけるルター派の受容は、農村の歴史的变化をみずには理解出来ないものだからである。

① 植民時代の集落支配⁽¹⁾

騎士修道会が一二三〇年にプロイセンへ来住したとき、彼等は僅かな人数で圧倒的多数のプロイセン人を相手にしなければならなかった。秀でた武力で平和は勝ちとつたものの、永続的秩序を確立するためには計画的な行政組織とそれに応じた植民が必要であった。しかし組織がまだ確立していなかった初期には、十字軍として西ドイツから来征して来た騎士達の援助を借りねばならず、そのためにこのような騎士に多くの広大な領地を軍事奉仕の義務を伴うレーエンとして与えた。その最大のものは一四四〇フーフエにも及ぶが普通は八〇フーフエ程度であった。しかるに一二六〇年代に軍事征服が完了してからはこのような大所領は作られず、専ら東ドイツ植民運動の波によってプロイセンへ集団で移住して来た

ドイツ農民の植民村の創設に重点が置かれ、かつて騎士に与えられた大所領も修道会の政策として細分化されていった。前述の一四四〇フーフエの大所領を受けた Peter v. Heselicht もその領地を細分し、修道会への軍事奉仕義務を分割された所領片の所有者や村長に転嫁した。⁽²⁾ こうして Peter の領地は縮小したがあらゆる負担から解放された。このような事例が一四世紀には多く、同世紀末迄の修道会国家における貴族のうちではこのような家柄が最も古く名望あるものであった。一方軍事奉仕を転嫁された所領片(多くは集落)の受領者は修道会と密接な関係をもつに至り、その結果所領も増大し、かつての領主との絆は絶たれた。例えば一四四〇フーフエからはこのような独立した集落が二九カ所生まれている。このことは初期に私領主のもとにあった集落が軍事征服の完了とともに、組織を整えつつあった修道会(ランデスヘル)の直接的支配下に入ってきたことを示している。一四世紀を通じて修道会は大所領を買上げ、そこから小集落を多数作るという政策を精力的に展開している。⁽³⁾ ハイネルが《一四世紀末の修道会国家はシュテンデの特権のない唯一のラントであった》というとき、彼はこのよ

うにして出来上った状態をみているのである。

ところで私領主から修道会へとヘルをかえるに至った集落とは一体どのようなまとまりのものであったのだろうか。ドイツ農民の移住は主として一二八〇年以後に行なわれ、その前後では当然集落の分布が違っている。

一二八〇年以前にはプロイセン集落しか存在していなかったが、以後にはドイツ農民村が多数並存した。少なくとも一五世紀初頭までのプロイセンでは、大きく分けてプロイセン集落とドイツ農民村との二種を区別しなければならぬ。

(a) プロイセン集落

プロイセン集落については不明の点が多い。しかし残された史料として集録されたハンドフェステを分類してみると、それらは八〜一〇戸の粗いワイラー様のままとまりで、格別な共同体的耕作規制はもたず、粗放な農耕、牧畜を営む集落であったと推定される。集落は多く馬蹄形又は広い芝生を囲む円形をなし、道路には面していなかった。農民の持分について一三・四世紀のハンドフェステは示していないが、一六世紀の Kirchenvisitation の記録によると、プロイセン集落では各五〜八フーフエを

もつ農民が多数見受けられる。ハンドフェステの存在形態からみて、この数字は植民時代にもほぼあてはまると考えてよいだろう。問題はこのような集落を騎士やヤンデスヘルのアムトであるコムトゥールがどのような形で把握していたか、にある。この疑問には何よりも残された文書の形式が答えているように思える。一四世紀の建設文書はドルフハンドフェステとグートハンドフェステに大別できるが、内容はかなり違っている。ドルフハンドフェステにおいては文書取得者名、村のフーフエ数、法の種類、村長のフーフエ数、裁判権、裁判収入、境界、司祭の免租フーフエ、残余フーフエからの貢租額(労役)、十分の一税、湖での漁などがほとんど例外なく記されている。この形式から、このハンドフェステを与えられた集落がチンスドルフであり、少なくとも二〇戸程度は擁するドイツ村であったことは明らかである。しかるにグートハンドフェステにおいては文書取得者名、法の種類、境界、軍役奉仕、現物貢納(保有確認料)、納期、免租期間が主な内容であって、この形式は全ラントでほぼ同一である。保有確認料は定額の年租で収入源としてはチンスドルフの貢納(フーフエ毎)とは比較にならない。

従ってコムトゥールはグートを収入源としてよりもむしろ軍役上の意義の点で評価していたと考えられる。集落の規模に応じて軽装・重装軍役の区別があるが、実際に出陣したのは通常は文書取得者である。エンゲルブレヒトはこれをグルントヘルと考へ、このグルントヘルのホーフを中心にして周辺にいくつかの集落が集まっている状態をグートの実体とみている。このグートという概念は明らかに一三・四世紀に作られたものだが、その実体はすでにドイツ人侵入以前に存在していた何らかの地縁的まとまりとしてのプロイセン社会の下部組織とみるべきだろう。グルントヘル即ち軍役奉仕を行なう騎士にプロイセン人もかなり多いことはその推定を裏づけている⁽⁵⁾。しかし多くの場合ドイツ人の入植とはこのような古い集落秩序のうえにプロイセン人グルントヘルに代って、又はそのうえにドイツ人騎士が立つことであった。すでに述べたように、これらのグルントヘル(騎士)は当初は広大な土地を受領しても一三世紀末には細分化が開始される。この過程は当初数多のプロイセン集落を包括する領域であったものが再び分割され、軍役を転嫁されて各集落がコムトゥール直属になっていったことを意

味している。騎士自身は自分が居住するホーフを中心とする集落において、他集落の隣人であった。⁽⁶⁾

(b) チンスドルフ

以上のようなプロイセン集落と並んで、一二八〇年以後軍事征服の完了とともにドイツ農民を主体とする植民村の建設が進められた。その内部構造については前述のドルフハンドフェステが輪郭を伝えている。即ちフーフエ当りの貢租が一定で、村長即ち全村を統制する人格をもつ。村長は免租フーフエの所有者であると同時に下級裁判権を行使している。更に司祭所有フーフエ(免租)が確認される。ハンドフェステには三圃農法の存在を示している直接の記載はないが、これらの村落民がほとんど東ドイツ植民運動の波にのって村単位で移住して来たドイツ農民であったから、共同耕作秩序⁽⁷⁾という本国の慣習をもち込んだ、と考えてよいだろう。植民村の例にもれず、ほとんどが Angerdorf, Straßendorf で一二二〇四戸程度が互いに密接している。このような秩序をもつ村のすべてがコムトゥールによって作られたわけではない。初期には私領主による村の建設も行なわれた。しかしすでに述べたようにコムトゥールをアムトとするラン

デスヘル(修道会)の進出はこのような村を買入れ、交換によって領主から切り離し、ランデスヘル直属村にしていった。⁽⁸⁾一四世紀末の植民村のほとんどがランデスヘル直属であった、といわれるのはこのような事情によるものである。プロイセン集落のばあいもチンスドルフにおいても複数領主の存在は少なくとも史料においては一四世紀末まで認められない。

(1) 本章における叙述は一九六三年に一橋大学へ提出した論文の内容をまとめたものであるが、それはプロイセン南部オスターデ地方の文書を分析して得られた結果である。主としてハルトマンの史料(レグスタの形をとっている)にプロイセン史料集を対称させて使用した。Hrsg. v. Hartmann, F., Der Kreis Osterode. Daten zur Geschichte seiner Ortschaften. Würzburg 1955. (以下DKOと略) Hrsg. v. Hein, Koepfen, Preussisches Urkundenbuch. Bd. I. II. III. IV. Scientia 1963. 使用した地図は Hrsg. v. d. Preussischen Landesaufnahme. 1911. Reichsamt für Landesaufnahme. Meißenschblätter. (1:25000) Kreis Osterode. 更に以下⑥三文獻は分析に大きな指針を与えた。Krollmann, Christian, Zur Besiedlungsgeschichte und Nationalitätenmischung in den Konturen Christburg, Osterode und Elbling. in Zeitschrift für westpreussischen Geschichtsverein.

H. 4, 1923, Mortensen, H. u. G., Die Entstehung des ostdeutschen Großgrundbesitzes. Nachr. d. akad. d. Wiss. i. Göttingen. Phil.-Hist. kl. 1955. N°2, Gause, F., Geschichte des Amtes und der Stadt Soldau. Marburg 1958.

(2) DKO. N°55. S. 193. 大所領の建設とその分裂についてカールテンが豊富な実例を示している。Dietrich Staenge, Dietrich Tiefenau の所領なす' Carsten, F. L. The Origins of Prussia. 1955. p. 53.

(3) 1640年代集落の典型として Marwalde, Elgenau, Mürlen, Arnau, Theuernitz, Roschen, Thyrau, Leip. DKO. N°99, N°28, N°106, N°6, N°169, N°136, N°176, N°84.

(4) 勿論このはあつたフーフエとは単なる面積である。IH. = 16,8 ha. この村にはある村のフーフエを地図にあげようとはあつたはつきり解る事実である。

(5) シロルマンの計算によるとドイツ人クルントヘル

もプロイセン人クルントヘルの方がはじめははるかに多かったらしい。東独植民が大量に達するには遠いプロイセンでは、原住プロイセン人集落からの貢納を生かさねばならず、このような型の植民方式は必須であったと考えられる。

(6) 一六世紀に集落内に領主直営地が作られてゆくが、そのはあいほとんどがプロイセン集落である。フーフエ制を導入し、三圃農法を行なった、と考えられているドイツ村落内に直営地が作られるはあい稀である。これはオスローデの文書を調査して明らかになったが、モルテンセンもプロイセン全土について確認している。但しモルテンセンは史料の根拠をまだ明らかにしていない。

(7) 拙稿「フーフエについての一考察——一四世紀東ドイツ農村の法——」『一橋論叢』第四八巻四号を参照。
(8) Käufe, Tausch についてホルトマンの史料集には無数にみられる。更に Krollmann. a. a. O., S. 24.

(日本学術振興会奨励研究)